

質問回答

平成 25 年 7 月 29 日

「平成 25 年度案件別事後評価: パッケージ - 4(ホンジュラス・エルサルバドル・ガイアナ)」

(公示日: 平成 25 年 7 月 3 日 / 公示番号: 12) について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	p.5	<p>航空運賃見積において東京 A 国 B 国 C 国 東京の周遊券を手配して渡航する場合、A 国 B 国 C 国間の移動時間が 8 時間未満の場合、東京 A 国までの飛行時間では年齢的にビジネスクラスでの手配が認められるとしても、すべての路線で ZONE-PEX 運賃が上限となりますか。</p> <p>あるいは、東京 A 国、C 国 東京間の長距離路線のみビジネスクラス正規割引運賃を上限とすることができますでしょうか。</p>	<p>基本としては、東京 A 国間はビジネスクラス、A 国 B 国 C 国間はエコノミークラス、C 国 東京間はビジネスクラスとなりますが、全行程をディスカウントビジネスで購入した方が安価な場合は、全行程でビジネスクラスを利用/精算することが可能です。</p>

以上